

# 島根県社会福祉協議会ホームページ広告掲載事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、島根県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が保有するホームページに、民間業者等の広告を掲載し、その対価として広告掲載料を徴収する広告事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 本会ホームページ

本会が管理するホームページで、<http://www.fukushi-shimane.or.jp> で始まるものをいう。

### (2) 広告

文字または画像で表示された情報で、広告掲載をする者(以下「広告主」という。)の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

## (目的)

第3条 広告事業は、本会ホームページの有効活用を図るほか、広告主に広告掲載の媒体として本会ホームページを提供することにより、本会の新たな財源を確保することを目的とする。

## (対象範囲)

第4条 広告内容の掲載基準および対象となる業種または事業者は、「島根県社会福祉協議会ホームページ広告取扱基準」(以下「広告取扱基準」という。)の規定によるものとする。

2 広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、前項の規定に準じるものとする。ただし、「広告取扱基準」第4から第7までの規定の適用は除外する。

## (広告の掲載場所)

第5条 広告を掲載する位置は、本会ホームページ中、トップページの本会が指定する位置とする。

## (広告の種類、規格等)

第6条 広告の種類は、バナー広告とする。

2 広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 大きさ 縦60ピクセル×横120ピクセル

(2) 形式 GIF(アニメーションGIF不可、透過GIF不可)・JPEG

(3) データ容量 8KB以下

(4) 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め「広告：」を除き、前半角を問わず30文字以内

## (広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 月の途中から広告を掲載する場合は、広告掲載をしない日数に相当する広告掲載料を減額する。

## (広告の募集)

第8条 本会ホームページへの広告の募集は、本会ホームページその他の広報媒体により募集を行う。

2 前項の募集に応じ、掲載申し込みのあった広告については、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

( 広告の掲載期間 )

第 9 条 広告を掲載する期間は、原則として 1 月単位とし、複数月の広告掲載の申し込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告を掲載する月における開始日および終了日は、本会が別に定める。

( 掲載申し込みおよび掲載する広告の決定 )

第 10 条 広告掲載を希望する者 ( 以下「広告掲載希望者」という。 ) は、広告掲載申込書 ( 様式第 1 号 ) を本会が定める期限までに、第 6 条および「広告取扱基準」に基づき作成した広告原稿を添付して提出するものとする。

2 本会は、前項の規定による掲載の申し込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対して、広告の掲載に必要な範囲で資料の提出を求めることができる。

3 本会は、第 1 項の規定による掲載申し込みがあったときは、第 4 条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

4 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知するものとする。

( 広告掲載料の納付 )

第 11 条 前条により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、広告掲載料を本会が指定する期日までに納入するものとする。

( 広告原稿 )

第 12 条 広告掲載希望者は、広告原稿を電子メールもしくは CD-R 等の記録媒体により本会に提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

3 本会は、提出された広告原稿の内容が第 6 条および「広告取扱基準」の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正、削除を求めることができる。

( 広告掲載の中止等 )

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、または契約を解除することができる。

(1) 掲載する広告原稿の提出がないとき

(2) 広告主が、本会の信用を失墜し、業務を妨害し、または事務を停滞させるような行為を行ったとき

(3) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき

(4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載をする必要がなくなったとき

(5) 広告主が、書面により広告掲載の取り下げを申し出た時

(6) 広告掲載期間中において第 4 条の規定に該当しないと至ったとき

(7) 広告主が、第 12 条第 3 項に基づく修正に応じなかったとき

(8) 本会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき

( 広告中止等に伴う広告掲載料の取扱い )

第 14 条 本会は、前条第 1 号から第 7 号のいずれかにより、広告掲載を中止し、または契約を解除したときは、広告主に当該広告掲載をしなかった期間に係る広告掲載料を返還しない。

2 広告主は、本会の責めに帰すべき事由により 5 日間を超えて広告が掲載されなかったときは、本会に対し、当該広告が 5 日間を超えて掲載されなかった期間に相当する広告掲載料の減額を請求することができる。

( 広告およびリンク先の変更 )

第 15 条 広告主は、広告の内容およびリンク先を変更しようとする場合、変更しようとする日から起算して 10 日前までに、様式第 2 号により本会に届け出るとともに、本会の承認を得るものとする。

2 前項において、広告主は、広告の内容を変更しようとする場合、変更する広告の内容を含む広告原稿を様式第 2 号と併せて本会に提出するものとする。

3 広告主は、1 月単位で広告の内容を変更することができる。

( 広告主の責務 )

第 16 条 広告主は、広告および指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことおよび広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを本会に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して苦情の申立てまたは損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならないものとする。

( 端数処理 )

第 17 条 第 7 条第 2 項および第 14 条第 2 項の広告掲載料の減額する額に 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

( 協議 )

第 18 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、両者協議してこれを定める。

( その他 )

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要綱は平成 20 年 11 月 17 日から施行する。

別表 ( 第 7 条関係 )

掲載期間	広告掲載料( 1 枠あたり )	掲載期間	広告掲載料( 1 枠あたり )
1 月	5 千円	7 月	30 千円
2 月	10 千円	8 月	35 千円
3 月	15 千円	9 月	40 千円
4 月	20 千円	10 月	40 千円
5 月	25 千円	11 月	40 千円
6 月	25 千円	12 月	40 千円